

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和３２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１８項」を「附則第１５条第１９項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第４０項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改める。

附則第１８項中「第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項」を「第１８項、第１９項、第２１項から第２５項まで」に、「第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４３項、第４４項若しくは第４７項」を「第２８項、第３２項、第３６項、第４０項、第４３項から第４５項まで若しくは第４８項から第５０項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成３１年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成３０年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- ３ この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成３０年法律第４９号）附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第１８項の規定の適用については、同項中「若しくは第４８項から第５０項まで」とあるのは、「、第４８項若しくは第４９項」とする。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (法附則第 1 5 条第 1 9 項の条例で定める割合) 2 法附則第 1 5 条第 1 9 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 1 4 年法律第 2 2 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 9 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1) とする。 (法附則第 1 5 条第 4 0 項の条例で定める割合) 3 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (読替規定) 1 8 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3	附 則 (法附則第 1 5 条第 1 8 項の条例で定める割合) 2 法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 1 4 年法律第 2 2 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1) とする。 (法附則第 1 5 条第 3 9 項の条例で定める割合) 3 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 3 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (読替規定) 1 8 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3

項、<u>第18項、第19項、第21項</u> <u>から第25項まで、第27項、第</u> <u>28項、第32項、第36項、第</u> <u>40項、第43項から第45項まで</u> <u>若しくは第48項から第50項ま</u> <u>で、第15条の2第2項又は第15</u> <u>条の3の規定の適用がある各年度分</u> <u>の都市計画税に限り、第2条第2項</u> <u>中「又は第34項」とあるのは「若</u> <u>しくは第34項又は法附則第15条</u> <u>から第15条の3まで」とする。</u>	項、<u>第17項、第18項、第20項</u> <u>から第24項まで、第26項、第</u> <u>27項、第31項、第35項、第</u> <u>39項、第42項、第43項、第</u> <u>44項若しくは第47項、第15条</u> <u>の2第2項又は第15条の3の規定</u> <u>の適用がある各年度分の都市計画税</u> <u>に限り、第2条第2項中「又は第</u> <u>34項」とあるのは「若しくは第</u> <u>34項又は法附則第15条から第</u> <u>15条の3まで」とする。</u>
--	--

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百七号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年十一月十五日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十年六月一日とする。

総務大臣 石山 真敏
法務大臣 山下 貴司
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期とする年度（当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日以前に同条第二項第三号に規定する当該土地の使用権の存続期間が満了する場合に、当該存続期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期とする年度。までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第二項中「前条第十六項」の下に「若しくは第十七項」を加え、同条第二項中「前条第十六項」の下に「第十七項」を加え、「第三十四項」を「第三十五項」に改める。
附則第十五条の六第二項中「附則第十五条の八第一項及び第三項、第十五条の九第一項並びに」を「附則第十五条の八、第十五条の九第一項及び」に、「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に、「この条及び次条」を「この条から附則第十五条の八まで」に改め、同条第二項中「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に改め、同条第十五条の七第一項中「次条第一項から第三項まで」を「次条」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業」の下に「（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）を加え、「掲げる」を「規定する」に改め、については「第四項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同法第二条第一号に規定する「を削り、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「若しくは次項」を「次項若しくは第四項」に改め、同条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「掲げる」を「規定する」に改め、については「第四項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4 市町村は、河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

一 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する住宅で政令で定めるものである場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（移転補償金を受けた者に限る。以下この号及び次号において同じ。）ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額（当該家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるもの（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）以外の部分を有する家屋にあつては、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合算額）

イ 特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額

ロ 特定居住用部分以外の部分 当該部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

二 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する前号に規定する住宅以外の家屋である場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る家屋にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額
附則第十六条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）
第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたものの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有しているもの）があつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地の納税義務者」という。は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地の納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ存する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地の納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

附則第十四条第二項中「区域で」を「区域のうち」に、「もの」を「区域」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「第四十二條の四第三項」を「第四十二條の四第四項」に、「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に改め、同条第四項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削り、「平成三十三年改正法の施行の日」の翌日から平成三十一年三月三十一日までを「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項中「設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充填するための設備で」を「設備で」に、「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第十四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第十五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四條第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一條第二項に規定する貨物会社を除く。以下この項において「総合効率化事業者」という。）が平成三十三年改正法の施行の日」の翌日から平成三十一年三月三十一日（総合効率化事業者にあつては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日）から平成三十三年三月三十一日までの間を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「製造等対象期間」という。）内に「ものを、取得して、又は」を「ものを、取得して、若しくは」に、「には、当該車両に対して」を「又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両（改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において「同じ」に対して）に、」にかかわらず、当該車両を「にかかわらず、これらの」に、「に限り、当該車両を他の者に譲渡し、当該車両を当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を」が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該車両を当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの」に改め、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「第四十二條の四第八項第六号」を「第四十二條の四第八項第七号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」に、「災害対策基本法第四十條第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された」を「次の各号に掲げるケーブル等設備（に、道路その他の」を「道路その他これに類するものとして」に、「緊急輸送道路」を「道路等」に改め、「除く」の下に「」をいう。以下この項において同じ」を加え、設備に対しては「ケーブル等設備に対して」に、「に限り、当該設備」を「に限り、当該ケーブル等設備」に、「の三分の二（同法第三十七條第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設するために新設した当該設備にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の」を「に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 道路法第三十七條第一項の規定により同法第二條第一項に規定する道路の占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備 二分の一

二 災害対策基本法第四十條第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（前号に掲げる設備を除く。） 四分の三

附則第十五条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第三十六項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「十二分の十一」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第二十九項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十八項中「第四十項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四條第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一條第二項に規定する貨物会社を除く。）が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該車両を当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

附則第十五条に次の二項を加える。

49 福島復興再生特別措置法第四十八條の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が平成三十四年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に同法第三十三條第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二條第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

50 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十三年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に同法第十五條の規定により同法第二條第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十條第一項第一号に規定する土地利用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二條第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の利用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、同法第十三條第二項第二号に規定する当該土地利用権

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七百九十条」を「第七百九十条の二」に改める。

第十七条の六第一項第四号中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項若しくは第二項」に改める。

第二十條の五の二中「ときは」の下に「次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(次項において「機構」という。)を経由して行う同号イに掲げる通知の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。

3 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

第二十條の九の五第一項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号中「前各号の二」を「前二号のいずれか」に改める。

第三十七條の二第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額」を「特例控除対象寄附金の額の合計額」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合においては、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものを用いる。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。)をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金(第十一項において「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五條の二第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第五十三條第四十四項及び第四十五項並びに第七十二條の二十五第二項、第四項及び第十四項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改める。

第七十二條の二十七中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項」に改め、ところにより「の下に」又は同条第二項の規定により「を加える」。

第七十五條の二中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七條の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に、「条例の二」を「条例で」に改める。

第三十四條の七第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額」を「特例控除対象寄附金の額の合計額」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合においては、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものを用いる。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。